

移動体衛星通信サービス契約約款

2026年4月1日



(目次)

第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更等

第3条 取扱制限

第2章 使用契約

第4条 サービスの種類

第5条 使用契約の単位等

第6条 外国関係主管庁等の許可の取得

第7条 使用申込の承諾等

第8条 運用開始日の通知

第9条 使用契約者の氏名等の変更

第10条 使用契約に基づく権利の譲渡

第11条 使用契約者の地位の承継

第12条 使用契約者が行う使用契約の解除

第13条 破産等による使用契約の解除

第14条 当社が行う使用契約の解除

第15条 端末設備の亡失等による使用契約の解除

第16条 使用契約者の義務

第17条 利用中止等

第18条 利用停止

第19条 料金

第20条 通信料の支払義務

第21条 割増金

第22条 延滞利息

第3章 付加機能等

第23条 付加機能等の提供

第4章 共通事項

第24条 責任の制限

第25条 合意管轄裁判所

第26条 使用契約者に係る情報の利用

第27条 保護区域

附 則

別紙 料金表

1. イリジウムサービス

1) 使用契約料

2) イリジウム音声サービス及びイリジウムショートバーストデータサービス

2-1) イリジウム音声サービス基本料および通信料

2-2) イリジウムショートバーストデータサービス(SBD)基本料および通信料

3) PTTサービス

3-1) PTTサービス料金

3-2) 付加機能等設定

4) イリジウムサーチャーサービス

4-1) イリジウムサーチャーサービス基本料

4-2) 使用料

4-3) 付加機能

4-3-1) グローバルIPサービス

4-3-2) 各種機能設定等

4-4) 最小利用期間

4-5) 早期解約料

5) イリジウムサータス100サービス 5MBプラン・25MBプラン

5-1) 基本料

5-2) 使用料

5-3) シェアパックオプション料

5-4) 付加機能

5-4-1) グローバルIPサービス

5-4-2) 各種機能等設定

6) イリジウムGO!™サービスプラン

6-1) 基本料

6-2) 使用料

7) イリジウムGO!™プリペイドプラン

7-1) 基本料

7-2) 使用可能なサービス

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 ナビコムアビエーション株式会社(以下「当社」といいます。)は移動体衛星通信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)の定めるところにより、移動体衛星通信サービスを提供します(以下「サービス」といいます。)。

(約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は約款の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(取扱制限)

第3条 本サービスの取扱いに関しては、日本又は外国の法令等、当社が提携する通信事業者の定めるところにより制限されることがあります。

第2章 使用契約

(サービスの種類)

第4条 当社は、次の移動体衛星通信サービスを提供します。

　　イリジウムサービス

(使用契約の単位等)

第5条 当社は、本サービスを使用する方との間で、使用契約を1の端末ごとに締結します。

2 使用契約を締結できる方は、1の使用契約につき、1人に限ります。

3 使用契約料は、使用契約締結時に支払いを要します。

(外国関係主管庁等の許可の取得)

第6条 当社と本サービスの使用契約を締結した方(以下「使用契約者」という)は、本サービスに必要な端末設備を本邦外で使用するにあたって、事前に同端末設備の持ち込みおよび使用を希望する対象国の電気通信関係主管庁その他の関係主管庁等(以下「外国関係主管庁等」といいます。)から、当該国内への同端末設備の持ち込みおよび当該国内での同端末設備の使用のための許可を取得しなければなりません。

(使用申込の承諾等)

第7条 当社は、受け付けた順序に従って使用申込を承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、使用申込を承諾するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 使用申込者が、本サービスに係る料金、割増金又は遅延損害金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 本サービスの提供が、技術的に著しく困難であるとき。
- (3) 使用申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
- (4) その他本サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(運用開始日の通知)

第8条 当社は、速やかに書面により使用契約者に運用開始日を通知します。

2 使用契約者は、前項の運用開始日以降でなければ、端末設備を使用することはできません。

(使用契約者の氏名等の変更)

第9条 使用契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを当社に通知してください。

(使用契約に基づく権利の譲渡)

第10条 使用契約に基づいて当社から移動体衛星通信サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡することができます。

2 前項に規定する権利の譲渡は、当社所定の譲渡承認請求書を当社に提出してその承認を得たときにその効力を生じるものとします。

3 当社は、前項の規定により譲渡の承認を求められたときは、第7条(使用申込の承諾等)第2項及び第3項に準じて、これを承認します。

4 前項の権利の譲渡があったときは、譲り受けた方は、使用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(使用契約者の地位の承継)

第11条 使用契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、使用契約者の地位を承継します。

2 前項の規定により使用契約者の地位を承継した方は、承継の日から6か月以内に使用契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知してください。

3 第1項の場合において、相続により使用契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。代表者を変更したときも同様とします。

4 前項の規定による代表者の通知がないときは、当社が、代表者を指定します。

(使用契約者が行う使用契約の解除)

第12条 使用契約者は、使用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の当社の7営業日前までに、書面によりその旨を当社に通知してください。

(破産等による使用契約の解除)

第13条 当社は、使用契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその使用契約を解除します。

(当社が行う使用契約の解除)

第14条 当社は、当社が提携する通信事業者がサービスの提供を終了したとき、使用契約者との使用契約を解除します。

2 当社は、使用契約者が第18条(利用停止)の規定により利用停止をした場合において、使用契約者がなお第18条のいずれかに該当する場合は、その使用契約を解除することができます。また、使用契約者が第18条のいずれかに該当する場合で、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないで直ちに使用契約を解除することができます。当社は、この規定により使用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を使用契約者に通知します。

(端末設備の亡失等による使用契約の解除)

第15条 天災、事変その他使用契約者の責めによらない事由により端末設備が亡失したときは、その日以降、使用契約は解除されたものとします。

(使用契約者の義務)

第16条 使用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 本サービスに関する日本及び外国の法令等を遵守すること。
- (2) 本サービスに係る伝送交換の取扱いに妨害を与える行為をしないこと。
- (3) 犯罪行為、他人の著作権その他権利を侵害する行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為をしないこと。

2 使用契約者は、前項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、使用契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

(利用中止等)

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または当社が提携する通信事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態の発生又は電気通信設備の障害その他の事由により、通信が著しく遅延し、又は遅延するおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) その料金月における本サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が認めたとき。

(利用停止)

第18条 当社は、使用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内の期間(本サービスの料金等を支払わない場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間)を定めて、本サービスの通信を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの料金、割増金又は遅延損害金を支払わないとき。
 - (2) 第16条(使用契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社又は当社の協定事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を使用契約者に通知します。

(料金)

第19条 当社が定める本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。使用契約者は、請求書に指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに、その料金を支払わなければなりません。

(通信料の支払義務)

第20条 その通信の発信のあった端末設備の使用契約者は、本サービスについて、当社が測定した有料情報料又は通話時間と料金表の規定に基づいて計算される通信料の支払いを要します。

2 使用契約者は、前項の表の第1項の通信料であって、使用契約者以外の方が行った本サービスに係る通信料についても、当社に対し支払いの責任を負っていただきます。

(割増金)

第21条 本サービスに関する料金を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第22条 本サービスの料金、割増金(以下本条において「料金等」といいます。)の支払義務者は、請求書に指定する期日(以下本条において「支払期日」といいます。)を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間について

も、365日あたりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第3章 付加機能等

(付加機能等の提供)

第23条 当社は、使用契約者等からの請求があったときは、次の場合を除いて、料金表に定める付加機能等を提供します。

(1) 付加機能等の提供を請求した方が、付加機能等に係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能等の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 第14条(当社が行う使用契約の解除)、第17条(利用中止等)、第18条(利用停止)の規定は、付加機能等の提供に準用します。当該規定の適用を受ける場合、付加機能等は利用できません。

第4章 共通事項

(責任の制限)

第24条 使用契約者が本サービスにより被った事故または損害等については、当社は、その原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、使用契約者はこれをあらかじめ了承するものとします。

(合意管轄裁判所)

第25条 この約款に基づき権利および義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

(使用契約者に係る情報の利用)

第26条 当社は、使用契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款又は協定事業者の約款(料金表を含みます。)の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、使用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(保護区域)

第27条 当社は、米国イリジウム社と宇宙航空研究開発機構臼田宇宙空間観測所との合意に基づき、次の地域を保護区域に指定します。

保護区域：宇宙航空研究開発機構臼田宇宙空間観測所

(東経138度21分46秒、北緯36度7分57秒)を中心とした半径32km の円の内側

2 前項に指定する保護区域内では、次に掲げる各号の場合を除き、衛星通信端末を使用しないでください。(安全通信に使用する航空機地球局を除く。)

(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他住民に被害をもたらす自然現象が生じた場合(『自然災害時』)において使用する場合

(2) 『人命に関わる緊急事態、またはその他の緊急』のため使用する場合

(3) 防災のために電波天文台から特に指定された特定の期間内において、防災訓練のために使用する場合

3 使用契約者は、前項(2)の場合に保護区域内で通信端末を使用したときには、次の観測所の連絡先に、事後にその日時・場所を通知しなければなりません。

観測所の連絡先： 宇宙航空研究開発機構 白田宇宙空間観測所

E-Mail: Lband-report@ml.jaxa.jp

附則1

イリジウムサービスのうち、使用契約料の設置場所の新規設定並びにイリジウム音声サービス基本料および通信料のプランA、プランBの新規設定を行います。

(実施期日)

この改正規定は、2017年3月1日から実施します。

附則2

イリジウム音声サービス基本料および通信料のうち、プランA及びプランBのイリジウム音声サービス基本料を改正します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年4月1日から実施します。

附則3

サービス種類にPTTサービスを追加し、その料金設定を行います。

(実施期日)

この規定は、2019年4月1日から実施します。

附則4

PTTサービスの料金改定を行います。

(実施期日)

この規定は、2020年1月1日から実施します。

附則5

イリジウムサーチャーサービスの音声/バックグランドIP通信を追加し、その料金設定を行います。

PTTサービスの料金改定を行います。

(実施期日)

この規定は、2021年10月1日から実施します。

附則6

料金を税込み表記とします。

(実施期日)

この規定は、2021年12月1日から実施します。

附則7

・第27条(保護区域)を追加します。

・イリジウムサービスの設置場所の定義を備考に追加します。

・イリジウムショートバーストデータサービス、PTTサービス、イリジウムサーチャーサービスのプラン名称を変更します。

・PTTサービスのPTT・音声併用時における音声サービス料金を備考に追加・実施します。

・イリジウムサーチャーサービスのサービスクラス、指定モデム、最小単位などを追加します。

・イリジウムサーチャー100サービスを追加し、その料金設定を行います。

(実施期日)

この規定は、2022年6月27日から実施します。

附則8

・イリジウム音声サービスのプランA/Bの料金を改定します。また、新規契約の最小契約期間を設定します。

・PTTサービスの料金の改定を行います。

- ・イリジウム音声サービス、ショートバーストサービスおよびPTTの解約時の料金計算を変更いたします。

(実施期日)

この規定は、2023年2月1日から実施します。

附則9

- ・イリジウムサータスサービスに無料データサービスを付加するとともに、料金を改定いたします。

- ・イリジウムサータス100サービスの料金の改定を行います。

- ・イリジウムGO!™の月額サービス及びプリペイドサービスを追加し、その料金設定を行います。

(実施期日)

この規定は、2023年4月1日から実施します。

付則10

- ・イリジウムサータスサービス及びイリジウムサータス100クラスサービスにグローバルIPアドレス月額利用料を設定します。

- ・イリジウムサータスサービス及びイリジウムサータス100クラスサービスにグローバルIPアドレス設定/解除料金を設定します。

- ・イリジウムGO!™execはイリジウムサータス100サービスが適用されることを記載します。

(実施期日)

この規定は、2024年1月1日から実施します。

付則11

- ・使用契約料、月額基本料金、手数料等を全面的に見直しました。

- ・「航空機」の規定を明確にしました。

- ・休止の取り扱いを見直しました。

- ・料金表の(備考)を(詳細)に変更し、適切な記述に修正しました。

(実施期日)

この規定は、2026年4月1日から実施します

料金表

1. イリジウムサービス

1) 使用契約料

料金種別	設置場所	単位	料金額(税込)
・イリジウム音声サービス使用契約料			
・イリジウムショートバーストデータサービス使用契約料	航空機 ※		27,000円
・PTTサービス使用契約料		1の端末毎	
・イリジウムサーチャスサービス使用契約料			
・イリジウムサーチャス100サービス使用契約料	その他		10,500円
・イリジウムGO!サービス使用契約料			
・イリジウムGO!プリペイド使用契約料			

※ 「航空機」とは、航空法に規定する「航空機」及び「飛行ルール(航空法第11章)の規制対象となる無人航空機」であってナビコムアビエーションが航空法に規定する「航空機」に準ずると認めるもの

(詳細)

(1) 使用契約料について

使用契約料は、料金種別に記載のいずれかのサービスを最初に契約する際にお支払いただきます。

設置場所が「航空機」の契約をお持ちの場合で、同一端末において、他の料金種別の契約の追加を希望される場合には使用契約料は必要ありません。

設置場所が「その他」の契約をお持ちの場合で、同一端末において、設置場所が「その他」の、他の料金種別の契約の追加を希望される場合には、使用契約料は必要ありません。

設置場所が「その他」の契約から、「航空機」の料金種別の契約への変更を希望される場合には、設置場所「航空機」と「その他」の使用契約料の差額を申し受けます。

2) イリジウム音声サービス及びイリジウムショートバーストデータサービス

2-1) イリジウム音声サービス基本料および通信料

料金種別	単位	契約プラン	
		プランA	プランB
イリジウム音声サービス基本料 (免税)	月額	12,300円	11,300円
固定電話または携帯電話 宛 (免税)	20秒ごと	55円	63円
他のイリジウム設備 宛(免税)	20秒ごと	35円	40円
他の衛星電話システム 宛 (免税)	20秒ごと	500円	572円
ボイスメールボックス 宛(免税)	20秒ごと	35円	40円
2ステージダイヤルによる着信 (免税)	20秒ごと	70円	80円
ショートメッセージ・電子メール (免税)	1通ごと (英数字160文字まで)	50円	58円

(詳細)

(1) 月の途中で使用開始/契約解除した場合の基本料

(ア) 月の初日以外の日から使用を開始した場合

使用開始日から起算した月末までの日数に、月額基本料の日割※を乗じて得られた額。

(イ) 曆月の末日以外の日に使用契約を解除した場合

使用契約を解除した月の月額基本料。日割※による計算は行いません。

※ 日割:月額の単価の30分の1を日毎の単価とする

(2) 契約プランの変更

使用契約者は、音声サービスのプランAとプランB間の契約プランを変更することができます。

その場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より、変更後の契約プランが適用され、月の途中での契約プランの変更及び基本料等の日割による計算は行いません。

なお、新規に契約いただいた使用契約者の契約プラン変更及び契約プラン変更後の再度の契約プランの変更は、(5)の最小契約期間経過後可能になります。

最小契約期間経過前に契約プラン変更を申し出られた場合には、最小契約期間が経過した翌月より変更後の契約プランを適用します。

(3) 通信料金の算定

イリジウム音声サービス基本料において、通信料により算定される1つの端末設備からの料金の月間累計額のうち、プランAについては2,000円まで、プランBについては1,000円までの通信料の支払を要しません。

ただし、付加機能としてショートバーストデータサービスを利用している場合(契約プランSBD-C)のショートバーストデータサービス基本料、通信料及びメールボックスチェック料は、支払いを要しない通信料に含まれません。

(ア) 通信に関する料金の累計は、当社が定める料金月単位で行います。

(イ) 月の初日以外の日から使用を開始した場合、支払を要しない料金額(プランAでは2,000円、プランBでは1,000円)の日割に使用開始日から起算した月末までの日数を乗じて得られた額(1円未満の端数は1円に切り上げます)を、支払を要しない料金額とします。

(4) データ通信(MTD)料金

他のイリジウム通信機器宛のMTD料金は、「固定電話または携帯電話宛」と同額になります。

(5) 最小契約期間

新規に契約した場合の最小契約期間は3か月とします。

2-2) イリジウムショートバーストデータサービス(SBD)基本料および通信料

料金種別	単位	契約プラン		
		SBD-A	SBD-B	SBD-C (音声サービスの付加機能)
SBDサービス基本料	月額(免税)	3,000円	10,000円	3,000円
SBD通信料	1Kbyte毎(免税)	400円	150円	200円
SBDメールボックスチェック料	1のメールチェック毎(免税)	2円	2円	2円
SBD登録料	1の契約毎(税込)			1,100円
SBD設定変更手数料	1の設定変更毎(税込)	1,100円	1,100円	1,100円

(詳細)

(1) 指定端末の利用

本サービスは、契約プランSBD-Cを除き、当社がSBD専用として指定する端末のみで利用可能です。

(2) 音声サービスの付加機能

契約プランSBD-Cは、イリジウム音声サービスの付加機能として提供します。

イリジウム音声サービス基本料に加えてSBD-C基本料をお支払いいただきます。

(3) 支払いを要しない料金額

契約プランSBD-Bにおいては、通信量により算定される1の端末設備からの料金の月間累計額のうち、1,800円までの料金額の支払いを要しません。

(4) 契約プランの変更

使用契約者は、SBD-AとSBD-Bの間で料金プランの変更が可能です。

変更を請求した期日を含む料金月の翌月から変更後の契約プランを適用します。

契約プランSBD-Cは、SBD-AあるいはSBD-Bの契約プランに変更することはできません。

(5) 月の途中で使用開始(再開通)/契約解除(休止)した場合の基本料及び支払いを要しない料金額

(ア) 月の初日以外の日から使用を開始(休止から再開通)した場合

使用開始(再開通)日から起算した月末までの日数に、月額基本料の日割を乗じて得られた額を基本料として請求します。

支払いを要しない料金額は、使用開始(再開通)日から起算したその月の月末までの日数に、支払いを要しない料金額の日割を乗じて得られた額とします。

(イ) 曆月の末日以外の日に使用契約を解除(休止申請)した場合

月額基本料を請求します。支払を要しない料金額は(3)のとおりです。日割による計算は行いません。

(6) SBD通信料

SBD通信料は、1コールごと千分の一単位までごとに測定したデータ量※の期間合計に、1Kbyte毎の料金を乗じて得られる額になります。1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。

※ 1のSBD通信における最小単位は30byteになります。30byte未満の通信の場合のデータ量は30byteに切り上げて集計します

(7) メールボックスチェック料

SBDメールボックス内に受信すべきメールがある場合には、メールボックスチェック料は発生しません。

(8) 使用休止の取扱

設置場所が「航空機」のSBDサービス契約に限り、休止の取り扱いをします。

休止期間は4月1日からの12か月間において1度のみ最大3か月です。

休止期間中は月額基本料の支払いを要しません。

休止申請月と再開通月にSBD設定変更手数料を請求します。

休止月及び再開通月の基本料及び支払いを要しない料金額については(5) (ア)、(イ)の通り。

3) PTTサービス

3-1) PTTサービス料金

PTTサービスには、「PTT専用」、「PTT・音声併用」のそれぞれの区分に対して最小契約期間の異なる2つの契約プランがあります。

① 端末月額料

1端末毎に発生する利用料金です。PTT-A/OA又はPTT-B/OBを任意に選択できます。

なお、各プランには最低契約期間があり、契約期間は自動更新され、更新月を除く月に解約される場合には、早期解約料をお支払いいただきます。

料金種別		契約プラン		
端末月額料(免税)	PTT専用	PTT-A	PTT-B	
		17,000円	10,700円	
	PTT・音声併用	PTT-OA	PTT-OB	
		21,400円	14,900円	
最小契約期間		3か月	12か月	
早期解約料(税込)		33,000円	66,000円	

② トークグループ月額料

トークグループエリアのサイズに準じ月額料金が異なります。トークグループ単位での申し込みとなります。

トークグループサイズ		トークグループ料(免税)
Small	(100, 000km ² まで)	18000円
Medium	(300, 000km ² まで)	25,000円
Large	(750, 000km ² まで)	55,000円
X-Large	(1, 500, 000km ² まで)	120,000円
Jumbo	(2, 250, 000km ² まで)	284,000円

以下に示す端末契約台数のお客様は、契約台数に応じた数のSmallサイズトークグループの無償サービスを利用できます。

端末契約台数	無償サービスをご利用頂けるトークグループ数
	Small(100, 000km ² まで)
5端末未満	0
5端末以上10端末未満	1
10端末以上20端末未満	2
20端末以上30端末未満	3
30端末以上40端末未満	4
40端末以上50端末未満	5
50端末以降	5端末増加毎に1トークグループを追加。

3-2)付加機能等設定

機能等種別	設定料
トークグループ設定 (免税)	0円
トークグループ解除 (免税)	0円
トークグループ休止設定 (免税)	0円
トークグループ変更 (免税)	0円
トークグループ休止解除(再開) (免税)	0円
端末登録※・削除 メールアドレス登録※・削除 (税込)	1手続き毎 1,540円

※「端末登録」、「メールアドレス登録」の初回申込は無料になります

(詳細)

(1) 利用端末

本サービスを利用するためには、イリジウム9575ハンドセット端末またはその他のPTT対応イリジウム端末が必要です。

(2) PTTサービスに対するイリジウム社の権利

イリジウム社は、独自の裁量によりネットワーク加入者の使用統計を積極的に監視し、加入者並びにトークグループに関するイリジウムネットワークへのアクセスを規制し、必要に応じて直ちにアクセスを停止する権利を保有します。

(3) 月の途中で使用開始/契約解除した場合の端末月額料及びトークグループ月額料

(ア) 月の初日以外の日から使用を開始した場合

使用開始日から起算し、その月の末日までの日数に、端末月額料及びトークグループ月額料の日割を乗じて得られた額。

(イ) 曆月の末日以外の日に使用契約を解除した場合

使用契約を解除した月の端末月額料及びトークグループ月額料。日割による計算は行いません。

(4) トークグループの変更及び休止

(ア) 月の途中でトークグループサイズを変更した場合の月額料金

月の初日以外の日にトークグループサイズ変更する場合、それぞれのサイズのトークグループ月額料金日割に、それぞれの使用日数を乗じて得られた額の合計

(イ) トークグループを休止した間も、端末月額料は課金されます。

(ウ) 曆月の末日以外の日にトークグループを休止する場合のトークグループ月額料

トークグループ月額料。日割りによる計算は行いません。

(エ) 月の初日以外の日からトークグループを休止解除(再開)して使用を開始した場合のトークグループ月額料

使用開始日から起算しその月の末日までの日数に、トークグループ月額料の日割を乗じて得られた額。

(5) PTT・音声併用(PTT-OA、PTT-OB)契約プランにおける音声通話料金

「2-1) イリジウム音声サービス基本料および通信料」契約プランBの料金を適用

(6) 各種設定料金については、30日以上の通告期間を設けた上で、価格を変更することができます。

4) イリジウムサータスサービス

4-1)イリジウムサータスサービス基本料

契約プラン	サータス プランA	サータス プランB	サータス プランC	サータス プランD	サータス プランE	サータス プランF
月額(免税)	19,000円	105,000円	155,000円	290,000円	490,000円	620,000円
無料使用 可能容量(MB)	なし	100	250	1,000	3,000	5,000

4-2)使用料※

通信相手先等		サータス プランA	サータス プランB	サータス プランC	サータス プランD	サータス プランE	サータス プランF
音声通話 (免税) (20秒毎)	固定電話 携帯電話 向け	28円	28円	28円	28円	28円	28円
	イリジウム 衛星電話 向け	20円	20円	20円	20円	20円	20円
	他の 衛星電話 向け	850円	850円	850円	850円	850円	850円
バックグラウンドデータ単価 (免税) (Kbyte毎)		1.56円	1.20円	1.00円	0.20円	0.13円	0.08円

※ 基本料に含まれる無料使用可能容量を超えるデータ通信料に適用します

4-3)付加機能

4-3-1)グローバルIPサービス

サービス名	月額利用料(免税)
グローバルIPアドレス	2,700円

4-3-2)各種機能設定等

機能等	設定料(税込)
休止	
休止解除(再開)	
グローバルIPアドレス設定 ※ / 解除	申込書提出毎 1,540円
アラート設定 ※ / 解除	
サスペンド設定 ※ / 解除	
メールアドレス登録 ※ / 削除	

※ 「グローバルIPアドレス設定」「アラート設定」「サスペンド設定」「メールアドレス登録」の初回申込は無料になります

4-4)最小利用期間

最小利用期間	12か月間

4-5) 早期解約料

最小利用期間が満了していないときは以下に定める早期解約料を一括してお支払い頂きます。

早期解約料	月額基本料2.25か月分十消費税
-------	------------------

(詳細)

(1) 対象契約

本料金は、イリジウムサータス100、200、350、700のサービスクラスに適用されます。

イリジウムサータス契約プランは、IP電話、バックグラウンドIPデータのサービスがご利用いただける従量課金制のプランです。

(2) サービスの提供条件

本サービスは、航空機に設置する機器に提供する通信サービスです。

地上または海上で運用される乗り物や施設等での使用を目的とする機器へのサービス提供はできません。

(3) 月の途中で使用開始(休止解除(再開))/契約解除(休止)した場合の基本料

(ア) 月の初日以外の日から使用を開始あるいは休止解除により再開する場合

使用開始(休止解除(再開))日からその月の末日までの日数に、月額基本料の日割を乗じて得られた額。

(イ) 曆月の末日以外の日に使用契約を解除あるいは休止した場合

使用契約を解除(休止)した月の月額基本料。日割による計算は行いません。

(4) 契約プランの変更

使用契約者は、イリジウムサータスサービスにかかる契約プランを変更することができます。

契約プランを変更する場合、変更を請求した期日を含む料金月の翌月より変更後の料金プランが適用されます。月の途中での料金プランの変更はできません。

基本料等の日割による計算は行いません。

尚、変更前の料金プランの利用期間が最小利用期間に満たない場合には、早期解約料を一括してお支払いいただきます。契約プラン変更期日から、変更した契約プランの最小利用期間が再度設定されます。

(5) 使用休止

イリジウムサータスサービスの一時的使用休止を希望する場合は、4月1日を起算日とする1年間に1度のみ最大3か月を限度に休止が可能です。

休止期間中、月額基本料は発生しません。

休止申請月及び休止解除(再開)月に、休止/休止解除(再開)設定料を請求します。

(6) データ通信料

データ通信料は、Kbyte単位で測定した月間累計の有料データ通信量に、バックグラウンドIPデータ単価を乗じて得られる額とし、1円未満の端数が生じたときはこれを切上げた金額とします。

月の初日以外の日から使用を開始(休止解除による使用再開)した場合の無料使用可能容量は、使用開始(休止解除(再開))日から月末までの日数に、それぞれのプランの無料使用可能容量の日割を乗じて得られた容量とします。

(7) データ使用量計算最小単位

(ア) イリジウムサーチス200、350、700のデータ通信最小単位は1,000byteとします。

各セッションは、1,000byteを超える次のセッション以降100byteごとに切り上げられます。

例：2,140byteのデータ通信使用量は2,200byteに切り上げられます。

(イ) イリジウムサーチス100のデータ通信最小単位は5,000byteとします。セッションごとに最低5,000byteが課金されます。

各セッションは、5,000byteを超える次のセッション以降100byteごとに切り上げられます。

例1：3,750byteのデータ通信使用量は5,000byteに切り上げられます。

例2：6,120byteのデータ通信使用量は、6,200byteに切り上げられます。

5)イリジウムサーチス100サービス 5MBプラン・25MBプラン

5-1)基本料

料金プラン	5MBプラン	25MBプラン
イリジウムサーチス100サービス基本料(免税)	12,500円	25,000円

5-2)使用料※

料金プラン	5MBプラン	25MBプラン
使用料(円／Kbyte)(免税)	1.56円	1.56円

※ 基本料に含まれる通信量を超えるデータ通信量に適用します

5-3)シェアパックオプション料

料金プラン	5MBプラン	25MBプラン
シェアパックオプション料(免税)	1,250円	2,500円

5-4)付加機能

5-4-1)グローバルIPサービス

サービス名	月額利用料(免税)
グローバルIPアドレス	2,700円

5-4-2)各種機能等設定

機能等	設定料(税込)
休止	
休止解除(再開)	
グローバルIPアドレス設定 ※ / 解除	申込書提出毎 1,540円
アラート設定 ※ / 解除	
サスペンド設定 ※ / 解除	
メールアドレス登録 ※ / 削除	

※ 「グローバルIPアドレス設定」「アラート設定」「サスペンド設定」「メールアドレス登録」の初回申込は無料になります

(詳細)

(1) イリジウムサーチス100サービス適用機材

イリジウムサーチス100サービスは、イリジウムモデム9770対応機器のみを対象とする料金プランです。

イリジウムモデム9770対応機器とイリジウムモデム9810対応機器と同じ料金プランで組み合わせることはできません。イリジウムモデム9810対応機器については、「イリジウムサーチスサービス料金」の各プランが適用可能です。

(2) サービスの提供条件

本サービスは、イリジウムGO!exec™での契約を除き、航空機に設置する機器へ提供する通信サービスです。

地上または海上で運用される乗り物や施設等での使用を目的とする機器へのサービス提供はできません。

また、イリジウムGO!exec™での契約では、休止/再開の取り扱いはいたしません。

(3) 月の途中での開始/中止等の場合の基本料

(ア) 月の初日以外の日から(休止解除による使用再開を含む)使用を開始した場合

使用開始日(使用再開日)からその月の末日までの日数に月額基本料の日割を乗じて得られた額。

(イ) 暦月の末日以外の日に使用契約を解除あるいは休止した場合

使用契約を解除(休止)した月の月額基本料。日割り計算は行いません。

(4) プランに含まれるデータ通信料

5MBプラン・25MBプランには、それぞれ基本料に5MB分・25MB分のデータ通信料が含まれています。

基本料に含まれるデータ量を超えて利用した場合、使用料に示す料金に超過したデータ量を乗じた金額を、基本料とあわせて請求します。1円未満の端数が生じたときは、これを切上げます

月の初日以外の日から使用開始(再開)した場合、それぞれのプランにおいて基本料で提供されるデータ量は、使用開始(再開)日からその月の末日までの日数に、月額基本料に含まれるデータ量の日割を乗じて得られたデータ量とします。

(5) シェアパックの提供

シェアパックは、同一名義且つ同一請求先の契約者が、複数のイリジウムサータス100サービス回線を運用する場合に、基本料に含まれるデータ量を分け合うことができるオプションサービスです。

(6) データ使用量計算最小単位

イリジウムサータス100サービスのデータ通信最小単位は5,000byteです。

セッションごとに最低5,000byteが課金されます。

各セッションは、5,000byteを超える次のセッション以降は100byteごとに切り上げられます。

例1： データ通信量が3,750byteの場合5,000byteに切り上げられます

例2： データ通信料が6,120byteの場合は、6,200byteに切り上げられます

(7) 音声通信料

音声通信を利用した場合の通話料については、イリジウムサータスサービスの使用料に規定される音声通話の料金が適用されます。

6) イリジウムGO!™サービスプラン

6-1) 基本料

料金プラン	イリジウムGO!™ 5	イリジウムGO!™ 75
イリジウムGO!™ サービス基本料(免税)	9,600円	13,200円
付随する無料サービス※	通話 5分間	通話 75分間

※ 他の衛星電話システム宛通話とデータ通信は無料サービスに含まれません。下記使用料が適用されます

6-2) 使用料※

料金種別	単位	契約プラン	
		イリジウムGO!™5	イリジウムGO!™75
加入電話または携帯電話宛 (免税)	20秒ごと	59円	
他のイリジウム設備宛(免税)	20秒ごと	38円	
他の衛星電話システム宛 (免税)	20秒ごと	530円	
データ通信 (免税)	20秒ごと	59円	
ショートメッセージ (免税)	1通ごと (英数字160文字まで)	32円	22円

※ 他の衛星電話システム宛通話及びデータ通信並びに基本料に付随する無料サービスを超えるサービス利用部分に適用します

(詳細)

(1) 適用機器

本サービスは、イリジウムGO!™の使用者に提供する通信サービスです。

利用には、イリジウムGO!™が必要です。

イリジウムGO!exec™には、イリジウムサータス100サービス5MBプラン・25MBプランが適用されます

(2) 月の途中での開始/中止等の場合の基本料

(ア) 月の初日以外の日から使用を開始した場合

使用開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額基本料の日割を乗じて得られた額。

(イ) 曆月の末日以外の日に使用契約を解除した場合

使用契約を解除した月の月額基本料。日割り計算は行いません。

(3) 付随する無料サービス

イリジウムGO!™ 5では通話5分、イリジウムGO!™ 75では通話75分の無料サービスが付随します。他の衛星電話システム宛通話分とデータ通信分は無料サービス分に含まれません。

他の衛星電話システム宛通話料及びデータ通信料並びに基本料に含まれる無料サービス分を超過した通話料については、料金種別に応じた料金を基本料にあわせて請求いたします。

(ア) 他の電話システムからの通話着信とショートメッセージの着信は無料です。

(イ) 月の初日以外の日から使用を開始した場合、使用開始日から起算しその月の末日までの使用日数に、無料サービスの日割を乗じて適用します。

(4) 料金プランの変更

使用契約者は、イリジウムGO!TMサービスにかかる料金プランを変更することができます。

変更を請求した期日を含む料金月の翌月より、変更後の料金プランを適用します。

月の途中での料金プランの変更はできません。

7) イリジウムGO!™プリペイドスプラン

7-1) 基本料

料金プラン	プリペイド 400	プリペイド 1000
イリジウムGO!™ プリペイドサービス料(免税)	85,000円	160,000円
サービス提供期間	6か月	12か月

7-2) 使用可能なサービス※

種 別	契約プラン	
	プリペイド 400	プリペイド 1000
加入電話または携帯電話宛	200分	500分
他のイリジウム設備宛	400分	1,000分
データ通信	200分	500分
ショートメッセージ 1通ごと(英・数字160文字まで)	2,000通	5,000通

※ 使用可能なサービスの通信容量は、契約端末単体での通信容量を示したものです。

実際には「加入電話宛通話量+イリジウム設備宛通話量+データ通信量+ショートメッセージ通信量」の合計がそれぞれの料金プランの上限に達するまで使用可能です

(詳細)

(1) 適用機器

本サービスは、イリジウムGO!™の使用者へ提供する通信サービスです。

利用には、イリジウムGO!™が必要です。

イリジウムGO!exec™には、イリジウムサータス100サービス 5MBプラン・25MBプランが適用されます。

(2) データ・音声通信量の付与及びサービスの終了・再開

イリジウムGO!™プリペイド400 およびプリペイド1000プランには、使用可能なサービスに示す通り、データ及び音声通信量等が付与されます。

使用可能データ及び音声通信量等を超えた場合、サービスを終了させていただきます。

(ア) 使用可能サービスには、他の衛星電話システム宛の通話は含まれません。

他の電話システムからの通話着信とショートメッセージの着信は無料です。

(イ) 契約更新手続きにより、継続したサービスの提供あるいはサービス終了後の再開が可能です。

(3) プリペイドプランの変更

契約いただいた本サービスの提供期間中は、イリジウムGO!™プリペイドプランの変更はできません。

プリペイドプランの変更を希望する場合、既契約サービスの提供期間終了翌日より変更後のプリペイド料金プランが適用されます。

(4) 利用申込の期限

イリジウムGO!™ プリペイドプランを利用する場合利用開始日の7営業日前までに申し込み手続きが必要です。

(ア) 初回お申し込み時には、使用契約料及びプリペイドサービス料が必要です。

(イ) 継続サービスあるいはサービス再開をお申し込みの場合には、プリペイドサービス料が必要です。使用契約料は必要ありません。